

吉野ヶ里町公式ウェブサイトの有料広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉野ヶ里町の公式ウェブサイト（以下「公式サイト」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 広告はバナー広告（公式サイト上に表示される画像広告で、特定のウェブサイトとリンクしたもの。以下同じ。）とし、広報媒体の公共性及び品位を保つため、次の事項を基本原則とする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(広告の範囲)

第3条 広告は、バナー広告及びバナー広告にリンクするウェブサイトの内容が、前条に規定する基本原則に反しないものであるほか、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 政治、宗教及び選挙に関するもの
- (2) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (3) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (4) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (5) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (6) 社会秩序と健全な風俗習慣に反するおそれのあるもの
- (7) 法令に違反するもの
- (8) その他広告として掲載することが不相当と町長が認めるもの

2 前項に規定するもののほか、公式サイトに掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格)

第4条 広告バナーに用いる画像（以下「バナー画像」という。）の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦100ピクセル、横330ピクセルとする。
- (2) ファイル形式はj p g、j p e g、g i f、p n g、b m p、J P G、J P E G、G I F、P N G及びB M Pに限る。
- (3) アニメーション等画像が変化するのは不可とする。

(4) ファイルサイズは 20 メガバイト以下とする。

(広告掲載位置及び掲載枠数)

第 5 条 広告を掲載する位置は、公式サイト「くらしの情報」ページの最下部とする。

2 広告の掲載枠として 4 枠を設ける。

(広告掲載期間)

第 6 条 広告を掲載する期間は 1 月単位とし、連続する掲載期間は各年度で最長 12 月以内とする。

2 前項に規定する広告掲載期間の掲載開始日の前 5 日程度及び終了後の後 5 日程度を、掲載に係る作業のための猶予期間とする。

3 広告掲載期間中に、天災又は機器の保守により公式サイトを閉鎖した時間が連続して 24 時間を超える場合は、閉鎖した時間を 24 で除して得た日数(端数切上げ)に相当する期間とし、町長の権限により広告掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載の申込み)

第 7 条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、原則として掲載開始を希望する日の 30 日前までに、吉野ヶ里町公式ウェブサイト有料広告掲載申込書(様式第 1 号)に掲載しようとする広告の原稿案(電子データに限る。以下同じ。)を添えて、町長に提出しなければならない。

(広告の審査及び報告)

第 8 条 町長は、広告掲載を適正に実施するため、吉野ヶ里町広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置き、前条に規定する広告掲載の申込みについて、掲載の適否を審査させるものとする。

2 委員会は、財政協働課長及び広報・協働係の職員で構成し、委員長は財政協働課長とする。

3 委員会は、町長に審査の結果を報告するものとする。

(広告掲載の決定)

第 9 条 町長は、前条第 3 項の委員会の審査報告を受けて、第 2 条及び第 3 条の規定に基づき広告掲載の可否を決定する。

2 前項の規定に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に対し、吉野ヶ里町公式ウェブサイト有料広告掲載決定通知書(様式第 2 号)又は吉野ヶ里町公式ウェブサイト有料広告非掲載決定通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

3 前項の広告掲載決定通知を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、町長の指定する期日までに広告の原稿案を提出するものとする。

(広告掲載料金及び納付)

第 10 条 広告の掲載料金は、広告枠 1 枠当たり月額 5,000 円とし、広告主は広告掲載の決定後、町長が指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、1 回の申込みで掲載期間が連続して 6 月以上のときは、掲載料金を 1 割減ずるものとする。

(広告等の変更)

第 11 条 広告主は、掲載期間内においてバナー画像又はリンクするウェブサイトのアドレスを変更することができる。

- 2 広告主は、バナー画像又はリンクするウェブサイトのアドレスを変更する場合は、変更を希望する日の 20 日前までに、吉野ヶ里町公式ウェブサイト有料広告掲載変更届出書（様式第 4 号）を町長に提出するものとする。
- 3 バナー画像の変更にあつては、前項の届出書に変更後の広告原稿案を添えるものとする。
- 4 第 8 条及び第 9 条の規定は、前 3 項の規定による広告の変更について準用する。

(広告主の責任等)

第 12 条 広告及び広告とリンクするウェブサイトの内容その他広告掲載に関する全ての責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告掲載により前項の規定に違反した場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載の取止め)

第 13 条 広告主は、広告主の都合により広告掲載を取り止めるときは、速やかに吉野ヶ里町公式ウェブサイト有料広告掲載取止届出書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する届出があつた場合は、掲載した広告を削除するものとする。
- 3 前 2 項の規定により広告掲載を取り止めた場合で、既に広告掲載料金が納付されているときは、納付済みの広告掲載料金は返還しない。ただし、広告掲載開始日の 20 日以上前に届け出た場合は、納付済みの広告掲載料金を返還するものとする。
- 4 前項の規定において、広告主が複数月の広告掲載料金を納付している場合は、第 1 項に規定する届出があつた日の 5 日後の属する月の翌月以降に係る広告掲載料金を返還するものとする。
- 5 第 3 項ただし書の規定による広告掲載料金の還付を受けようとする者は、

吉野ヶ里町公式ウェブサイト有料広告掲載料金還付請求書（様式第6号）により町長に請求しなければならない。

- 6 広告掲載期間が6月を超える申込みにおいて、取止めにより掲載期間が6月に満たない場合は、第10条に規定する割引相当額を取消し手数料として支払わなければならない。

（広告掲載の取消し）

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、第9条第2項に規定する広告掲載決定を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができるものとする。

- (1) 広告主が第9条第3項に規定する期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (2) 広告主が第10条に規定する期日までに広告掲載料金を納付しないとき。
- (3) 広告主が提出した広告原稿が、第2条及び第3条の規定に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請により、広告主が広告掲載の決定を受けたことが明らかとなったとき。
- (5) その他公式サイトへの掲載が不相当と町長が判断したとき。

- 2 町長は、前項の規定により広告掲載決定の取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。この場合において、既に広告掲載料金が納付されているときは、納付済みの広告掲載料金は返還しないものとする。

（広告掲載料金の返還）

第15条 町長は、広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない事由により広告が掲載できなかつたときは、広告主に納付済みの広告掲載料金を返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料金は、掲載できなかつた月以降の納付済月額額の総額とする。

- 3 町は、広告の掲載ができなかつたことにより、広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料金の返還以外の責めを負わないものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。